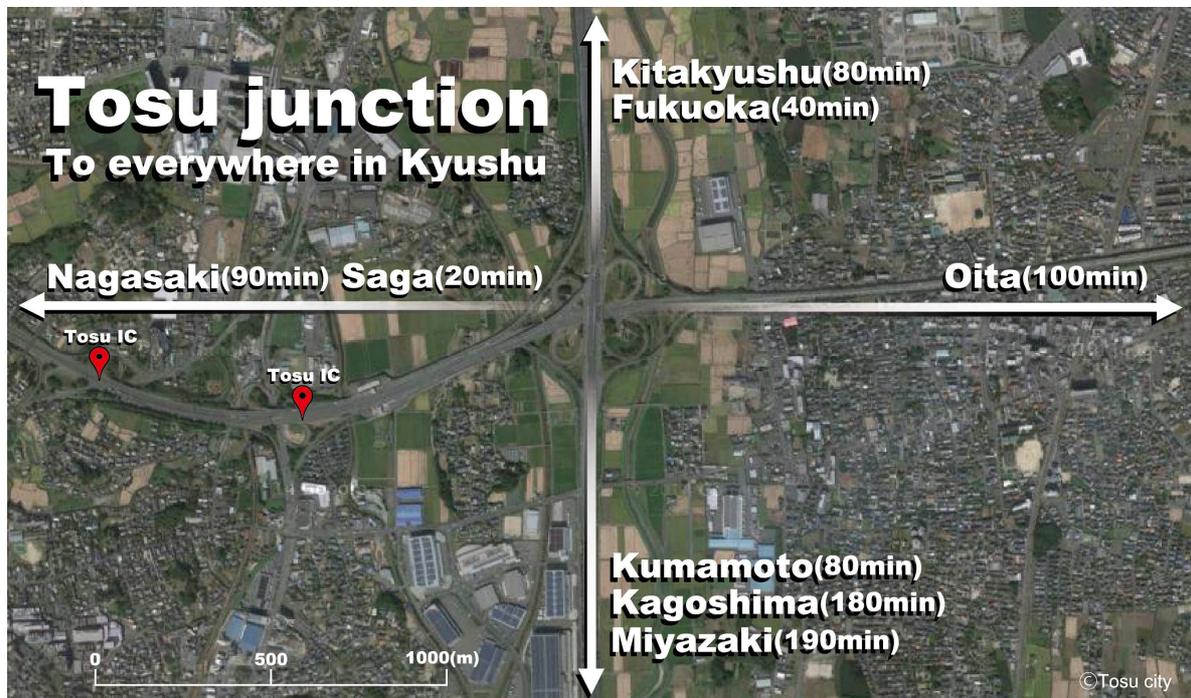


# 国家戦略特区（地方創生特区）に関する共同提案

## 「九州ブランディング拠点創生特区」

～ 県境を越えて交通結節機能を最大化。すべては九州のために ～



日本で唯一インターチェンジを併設し  
4方向への展開が可能なクローバー型  
「鳥栖ジャンクション」

佐賀県鳥栖市、福岡県小郡市、佐賀県基山町

## (はじめに)

10月に新しく発足した第3次安倍改造内閣においては、「一億総活躍社会」を目指し、「希望を生み出す強い経済」の実現を掲げた。現状からもう一歩前に出ていくことができる社会をつくることにより、経済成長、競争力の強化、活力、そして才能を生かすことができるとの認識のもと、その実現に向け、政府を挙げて、総力を結集して取り組んでいく決意を安倍総理自ら示された。

また、成長戦略の新たなステージを生産性革命とし、人材やITへの積極的な投資を喚起するとともに、農業や観光、医療、健康管理など、地域の産業改革と併せて、地方が国内外からの投資を呼び込む取り組みを支援し、国の成長戦略を実行、実現し、さらに進化させようとしている。

一方で、我が国の人口は、2008年をピークとして減少の局面に入り、また、東京一極集中による地方との経済格差が拡大してきている。人口減少は、消費市場の規模縮小など地域経済にさまざまな影響を及ぼし、地域の基盤維持を困難としていく。さらに、増田レポートでは、若年女性人口から将来の人口推計を行い、896自治体に及ぶ「消滅可能性都市」を発表・警鐘を鳴らしたことで、全国の地方自治体は危機感を募らせた。

これを受け、国は、昨年9月に「まち・ひと・しごと創生本部」を設置、さらに12月には「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定し、政府横断的な地域の活性化施策を強力に打ち出して、個々の地域の底上げを図ろうとしている。

そのような状況の中で、アジアに近接する地理的優位性を持つ九州において、地域の真の意味での底上げを行うためには、各地域がそれぞれの取り組みを進めるだけでなく、九州をひとつの圏域と捉え、市や県の行政的枠組みに限定されない政策を一体的に展開することが求められる。九州が今後も活力を持ち続け、わが国はもとより、国際社会の中で存在感を示すためには、産業面で九州の企業活動を支援すると同時に、農林水産物や食、技術、人材など多様で豊富な地域資源を強みとして活かすための「拠点づくり」が重要となる。

## 【1. 提案のニーズ・背景】

### (筑後川流域クロスロード協議会による県境を越えた広域連携)

上述のとおり、「拠点づくり」のためには、九州をひとつの圏域と捉え、市や県の行政的枠組みに限定されない政策を一体的に展開することが不可欠となる。

こうした観点から、日本有数の鳥栖ジャンクションを擁する佐賀県鳥栖市、基山町、福岡県小郡市、久留米市が県境を越えて一体的に連携した時に発揮するポテンシャルは非常に高く、九州における交通の要衝としての強みを最大化し、九州の交流拠点地域としての役割を果たすことで、九州の一体的な浮揚へと繋がっていくことが大いに期待できる。

今日の交通網の整備や高度情報社会の進展により、経済活動は拡大し、また住民の生活圏も県や市町村といった枠組みに関係なく広がってきている状況等も踏まえ、経済的に一体性のある佐賀県鳥栖市、基山町、福岡県小郡市、久留米市において、九州の高速道路の結節

点である特性を活かした行政・経済・文化・スポーツなど広範な連携と交流を研究・実践し、県境を越えた地域の一体的浮揚を図るため、平成元年に「筑後川流域クロスロード協議会」を発足させている。

筑後川流域クロスロード協議会は、佐賀県鳥栖市、基山町、福岡県小郡市、久留米市で構成され、スポーツ交流イベントや図書館の相互利用など、クロスロード地域の一体感を醸成するため、さまざまな連携事業を行っている。

また、クロスロード地域の一体的な発展と将来の目指すべき地域像を描いた筑後川流域クロスロード地域ビジョンを策定し、目標とする将来像『九州交流の都「クロスロード地域」』の実現を目指している。

佐賀県・福岡県にまたがるクロスロード地域（鳥栖市、基山町、小郡市、久留米市）は、全国でも稀有な特性を持つ鳥栖ジャンクションを擁する交通の要衝として県境を越えた経済的なつながりを強く有していることを背景に、これまでも上述のとおり、行政・経済連携を深め、発展を続けてきた地域であり、この利点を今後も最大化していくことが両県、九州、ひいては日本経済の発展に資する。

こうした認識を踏まえ、今後の経済発展のために必要な規制改革を提案するため、国家戦略特区の仕組みを活用し、これまで国家戦略特区第3次募集への提案を行っている鳥栖市・小郡市に加え、鳥栖ジャンクション地域の基山町も提案者として加わり、全国でも稀有な特性を有する鳥栖ジャンクションに近接する鳥栖インターチェンジを有効活用することでクロスロード地域の発展の最大化を目指す。

（注）さらに、将来的には、地理的に近接している鳥栖市・小郡市と久留米市との間で拠点性を高める取り組みを検討することにより、本地域の更なる経済発展も視野に入れることが可能となる。

### （鳥栖市・小郡市・基山町の特長）

鳥栖市、基山町は佐賀県の東部、小郡市は福岡県の南部・筑後地方に位置しており、隣接する鳥栖市、基山町と小郡市（以下、「本地域」という。）は、九州の心臓部にあたる地域である。鳥栖市は西側を除く北側の一部と周辺が福岡県に接した人口7万2千人、面積71.72㎢、小郡市は、人口5万9千人、面積45.5㎢、基山町は人口1万7千人、面積22.12㎢のまちであり、鳥栖市・小郡市では市制施行以来、一貫して人口が増加している。特に鳥栖市においては、今後も人口が増え続けると見込まれており、日本創成会議が平成26年5月に示した「地方消滅」試算によると、2040年に向け、各地で軒並み5割、6割もの若年女性人口が減少する中、2040年の鳥栖市と小郡市の合計人口（130,336人）及び若年女性人口比率（-14.1%）を超える自治体は全国で16地域となるが、三大都市圏及び県庁所在地を除くと、鳥栖市・小郡市合計の数値を上回る地域はない（鳥栖市だけで見ると若年女性人口比率（-2.4%）で、それを上回る自治体は5地域のみ。また、三大都市圏及び県庁所在地を除くと、鳥栖市の数値を上回る地域はない）。

本地域における人口の伸びは、以前より鉄道（JR鹿児島本線・JR長崎本線、西日本鉄道天

神大牟田線、甘木鉄道)、国道(3号・34号、500号)、高速自動車道(九州縦貫自動車道・九州横断自動車道)の分岐点であり、中でも建設当時「東洋一」とも謳われたクローバー型ジャンクションで交差する鳥栖ジャンクション(※)を擁する「交通の要衝」としての優れた地理的優位性を最大限活かし、積極的に企業誘致や住環境整備を行ったことが大きな要因となっている。

(※) 日本全国の高速道路(都市高速道路含む)のジャンクションのうち、地方創生の趣旨に鑑み、三大都市圏や県庁所在地・政令指定都市といった都市部に位置するものを除いた上で、インターチェンジが併設又は近接(概ね1キロ以内)しているものは、鳥栖ジャンクションを含め17箇所となっている。そのうち、経済波及効果が最も高いと見込まれる「4方向への展開」が可能となっているものは鳥栖ジャンクションのみ。

鳥栖市では、昭和29年の市制施行当時から一貫して続けている物流・製造分野を中心とする企業誘致による雇用の創出(本地域は国内最大のインランドデポであり、その結果鳥栖市の昼間人口は夜間人口を大きく上回っている)と、住宅環境整備による転入者の受け入れによるところが大きい。昭和47年に市制施行した小郡市では、市北部地区の西鉄天神大牟田線を中心とした住環境の整備を行ってきたことが大きい。一方、基山町では、これまで住環境整備及び産業団地形成等を行ってきたところ、2000年頃より減少傾向にあった人口が、最近では持ち直してきている。

平成23年3月に全線開通した九州新幹線鹿児島ルートにおいては、鳥栖市内に新鳥栖駅が設置されており、さらに今後整備される西九州(長崎)ルートの分岐点ともなる高速鉄道の拠点という利点も評価され、平成25年5月には国内では4番目、九州では初となる世界最先端の重粒子線がん治療施設「九州国際重粒子線がん治療センター」が新鳥栖駅前に開設し、九州各地にとどまらず、日本全国や海外からも注目を浴びている。その他にも、この地域には九州シンクロトン光研究センター、産業技術総合研究所九州センターといった研究開発施設や、九州歴史資料館など拠点性の高い施設が立地している。

### (本地域の現状と課題)

全国的に「地方消滅」が叫ばれる中、鳥栖市・小郡市・基山町合わせて人口14万5千人ほどの規模ながら、「しごと」があり、「ひと」が増え続ける日本有数の元気な「まち」をさらに元気にしていくことが重要であり、そのために今後とも九州の十字路に位置する「東洋一」と謳われた鳥栖ジャンクションを擁する交通の要衝としての利便性を最大限活かし、その立地競争力をさらに高め、日本再興のための「新たな拠点」となるべく、スピード感を持ってまちづくりを行っていくことが必要となる。

しかしながら、まちづくりの主要な柱となる産業団地の造成事業や住宅環境整備に当たり、農地転用に係る各種許可を得る過程などにおいて国との事前協議等に不測の時間を要し、事業展開・事業拡大を希望する企業や民間開発のニーズに適時に応えることができない事例もあった。また、鳥栖市においては、長年の懸案であった国道拡幅事業の進展に伴い、沿線事

業所が移転する際、代替地確保の必要性も高まっている。しかし、現状の規制の下では今後の開発に当たっても同様の恐れがあり、本来鳥栖ジャンクションという交通結節機能を有する地の利をまちづくりに最大限に活かすべき地域であるにもかかわらず、産業集積等の機運を逃すことが強く懸念される。こうした点を踏まえ、民間活力による開発リスクを減らすとともに、よりスピード感を持って企業の進出ニーズに対応することにより、これまで実践してきた本地域の発展モデルを将来にわたり停滞させないために、今回特区を活用して行政と民間活力が連携した大規模開発を促進する新たな制度の提案を行うものである。

また、円安・景気回復基調にあつて、企業の事業拡大・国内回帰が進むと見込まれる中、本地域が地理的優位性を持ち、さらに、現状が農地とはいえ高度利用が可能な土地を有しながら、企業の進出希望に応えることができないということは、企業の設備投資意欲を委縮させることに繋がり、国内経済にとっても決してプラスには働かない。多様な企業のさらなる集積や立地企業の土地利用拡大を図り、本地域から展開できる日本有数の国内・国際拠点を構築していくことは、「しごと」や「ひと」の集積にもつながり、更には、鳥栖インターチェンジのみならず、筑後小郡インターチェンジ周辺にも波及していくことが、福岡県などが進める「グリーンアジア国際戦略総合特区」事業も後押しし、産業の国際競争力の強化へとつながり、九州経済発展はもとより、日本経済再興のためにも極めて重要であることから、鳥栖ジャンクションという他の地域にはない特性を最大限活かした産業団地造成及び住宅環境整備に係る農地・都市計画関連の規制の緩和を求める。

一方で、まちづくりの一環として、産業団地造成等を契機としたバランスのある地域開発を行うことも必要となる。本地域の農業就労人口は、他の地域と同様、減少・高齢化が進んでいる。中山間地域では特に懸念されてきており、今回新たに提案している規制緩和項目において、それを打破する取組として農業振興を図る必要がある。

一方で本地域は、豊富な水資源と筑後平野に広がる肥沃な農地を活用した土地利用型農業がその主体を占めており、農業従事者の育成、企業の農業生産法人への参入、若者の農業生産法人立ち上げ、集落営農の法人化などの動きもある。また、若手後継者や新規就農者を中心に施設園芸への取組みも拡大しており、家族経営から雇用労働力を活用した企業的農業経営、さらには法人化への動きも出てきている。このように多様な担い手が生まれつつある中、本地域の農業における新たな発展の兆しを政策的に後押しすべく、企業進出で得られた収入等も活かしながら、意欲ある多様な担い手を増やし、農地の高度利用化を図り、交通の利便性を活かした産地づくりを促進するとともに、進出企業などと連携した生産物の出口開拓（6次産業化・地産地消）を進めることで、産業としての農業の確立を目指す。その結果、農家の所得の増大が図られ、農業面での新たな雇用も生み出されることから、本地域に住む人が様々な働き口を一生涯得られる「まち」を形成していくための受け皿が形づくられる。

企業誘致に大きな実績を有するとともに農業施策を進めてきた本地域がそれぞれのノウハウを活かし共同で取り組むことで、民間活力を誘導しての産業団地形成と農業への総合的支援体制の確立によるバランスのある地域開発を実現し、将来的な高速道路周辺地域の一層の活用も視野に入れ、「一生涯働けるまち」モデルの創出を目指す。

以上のような認識を踏まえ、日本有数の鳥栖ジャンクションを擁する交通の要衝としての地域特性を最大限に活かし、県境で向かい合う佐賀県鳥栖市と福岡県小郡市、佐賀県基山町が県境にとらわれない九州の交流拠点地域としての役割を果たすべく国家戦略特区に関する共同提案を行うことにより、九州をひとつにまとめ、九州各県各市町村と一体的な浮揚を図る足がかりとすることが可能となる。

## 【2. プロジェクトの内容】

### 【I】日本有数の鳥栖ジャンクション地域での産業団地等形成

九州の地方都市ながら、積極的な産業政策等により人口が増え続けている本地域にあって、鳥栖ジャンクションを擁する交通の要衝としての発展可能性を最大化するため、民間活力も誘導し、産業団地・住宅環境整備を継続して進めることで企業集約・雇用確保を図り、大都市・中核都市ではない拠点都市として、「九州ブランディング拠点」(※)を創生する。

(※) 本地域においては、国家戦略特区制度を通じ、鳥栖ジャンクションや豊富な労働力人口という地域の特色ある資源を一層活かすことができれば、産業誘致型、産業開発型の地域経済発展が見込まれる。具体的には、物流・流通関連産業をはじめ、医療医薬品等健康関連産業、食品関連産業、農林水産関連産業、バイオテクノロジー関連産業、自動車関連産業、ICT関連産業など、「集積性と拡散性」のある幅広い業種の展開や産業のサービス化を促すことにより、付加価値の創出や生産性・競争力向上につながり、東京一極集中に対抗する拠点として、国際性も兼ね備えた「九州ブランディング拠点」の創生が可能となる。

#### 【ミッション】

⇒ 「九州ブランディング拠点」の創生

#### 【ビジョン】

⇒ 鳥栖ジャンクション地域での企業需要に即応できる産業の展開

⇒ 国内外からヒト・モノ・カネ・情報を集約し、九州はもとより日本各地での経済活動を活性化

⇒ 「一生涯働けるまちモデル」の創出

⇒ 「攻めの農業」の環境整備

#### 現状における課題

- ・交通結節点、特に鳥栖ジャンクションを擁しながら、発展可能性を最大限活かしきれていない。
- ・企業進出意欲は高いが、まとまった企業用地の確保が困難となっており、企業誘致や既存企業の拡張に支障をきたしている。
- ・佐賀県、福岡県の県境を挟んだ地域の一体的な発展に寄与できていない。

## 【アプローチ】

- (ア) 農振除外手続きの弾力的な運用
- (イ) 甲種、1種、2種農地等の分類基準の弾力的な運用
- (ウ) 都市計画法における、先に廃止された産業団地造成等を目的とする大規模開発許可基準と同等の基準の緩和等
- (エ) 経済的に一体性のある県境を挟んだ都市計画の連携
- (オ) 農業への中小企業信用保証制度の適用

### 〈今回追加するアプローチ〉

- (カ) 設備投資を行った企業に対する法人税（国税）の軽減
- (キ) 低開発地域工業開発地区の課税免除に対する弾力化
- (ク) 公共事業完了8年未満の農地を転用した場合の補助金返還義務の負担緩和
- (ケ) 中小企業への農業関連融資制度の適用
- (コ) 農家レストランの農用地区域内設置の容認
- (サ) 農業等に従事するシルバー人材センターの就業時間拡大

(注) 「企業の農業生産法人参入要件の緩和」についても、関係機関及び関係自治体と十分調整を図りながら、指定後の区域会議の中で協議検討していく。

## ◆ 【アプローチ】

### (ア) 農振除外手続きの弾力的な運用

概要	鳥栖ジャンクションに近接する鳥栖インターチェンジから概ね4 km以内の地域であって、区域計画で指定された場所での企業需要に即応できる産業の展開を図る。
事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等内容	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農用地区域からの除外を行おうとした場合、地域の特性に応じた柔軟な手続きや企業需要に適宜即応できる迅速な手続きとなっていない。
該当法令等	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項
規制緩和等事項	土地の高度利用を進める観点から、農用地区域を農地転用するために必要となる農振除外の手続きについて、土地の高度利用を進める観点から、鳥栖ジャンクションに近接する鳥栖インターチェンジから概ね4 km以内の区域計画で指定された地域に限り、基準（5要件）の適用を免除する。

(イ) 甲種、1種、2種農地等の分類基準の弾力的な運用

概要	鳥栖ジャンクションに近接する鳥栖インターチェンジから概ね4 km以内の地域であって、区域計画で指定された場所での企業需要に即応できる産業の展開を図る。
事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等内容	現在、インターチェンジから概ね300 m以内は開発可能だが、企業ニーズの高い300 m以上の隣接する集团的農用地は開発が困難となっている。
該当法令等	農地法第5条
規制緩和等事項	鳥栖ジャンクションに近接する鳥栖インターチェンジから概ね4 km以内の地域であって、区域計画で指定された場所の甲種、1種、2種農地等の分類基準を緩和して、原則として農地転用が可能とされる「3種農地」の扱いとする。

(ウ) 都市計画法における、先に廃止された産業団地造成等を目的とする大規模開発許可基準と同等の基準の緩和等

概要	鳥栖ジャンクションに近接する鳥栖インターチェンジから概ね4 km以内の地域であって、区域計画で指定された場所に限り、産業団地造成等を目的とする大規模開発（5 ha 以上）を認め、土地の高度利用を可能とする。
事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等内容	都市計画法による開発に関して、農地関連規制の手続きとあわせ地域の特性に応じた柔軟な手続きや企業需要に適宜即応できる迅速な手続きとなっていない。
該当法令等	①旧都市計画法第34条10号イ（H19.11.30 廃止） ②都市計画法第13条第1項第7号
規制緩和等事項	① 企業の進出意欲に対応するため、鳥栖ジャンクションに近接する鳥栖インターチェンジから概ね4 km 以内の区域計画で指定された地域に限り、市街化調整区域の大規模開発をより迅速に実現すべく、先に廃止された基準（都市計画法第34条第10号イ）を復活適用し、必要な開発を可能とする。 ② 市街化調整区域の大規模開発を用途制限付きで許可することを認める。

### (エ) 経済的に一体性のある県境を挟んだ都市計画の連携

概要	隣接自治体との連続性を勘案した市街地形成を促すことで、交通の要衝としての利便性の向上を図る。
事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等内容	市の周辺部ながら隣接他県の市の中心地域と隣接する地域について、都市計画制度上の一体性を認め、市街化区域に編入することを認める（現行制度では（20haに満たない）「飛び地」は編入できない）。
該当法令等	都市計画法第13条第1項第2号、都市計画法施行令第8条第1項第1号
規制緩和等事項	市の中心市街地からは離れているものの、県境を挟んだ隣接自治体の市街地と接する地域については、連続性を勘案しつつ地域の実情に合った市街地形成を促し、県外隣接自治体の都市計画との連携をより一層図るため、市街地編入の条件である「既成市街地に連続していること」という規定の適用を免除する。

※ なお、鳥栖ジャンクションという地理的優位性を持ち、企業からの引き合いも常時強い本地域においては、土地開発後の販売リスクが他自治体より大幅に低いことから、早期の事業展開を進めるためにも、本地域における財政措置の所要の規制緩和も図る必要がある。

### (オ) 農業への中小企業信用保証制度の適用

概要	本地域において商工業とともに農業を営む中小企業者、農事組合法人、個人を対象として、商工業とともに本地域で営む農業の実施に必要な事業資金融資への信用を保証する。
事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等内容	中小企業信用保険法では農林水産業が中小企業に位置付けられていないため、中小企業信用保険法の対象となっていない。
該当法令等	中小企業信用保険法第2条
規制緩和等事項	中小企業信用保証制度の対象を農業分野に拡大し、農業を営む者も活用できるようにする。

※企業が集積する物流・産業拠点という本地域の特性を活かし、農業生産法人や意欲ある個々の農業者が、出口（加工・流通・販売）を担う企業と連携して生産した農作物の販路を開拓する取組を加速し、農業分野の雇用確保や所得拡大の好循環を生むことが期待される。

◆【追加アプローチ】追加提案する規制緩和項目

(カ) 設備投資を行った企業に対する法人税（国税）の軽減

概要	鳥栖ジャンクションに近接する鳥栖インターチェンジから概ね4 km以内の地域であって、区域計画で指定された場所であって、区域計画で指定された場所に新たに進出し、設備投資を行った企業に対し法人税（国税）を軽減することで、初期投資の負担を軽減し、企業の立地環境を整えるとともに、生産性・競争力を向上させる。
事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等内容	現在は、拠点性ある地域に進出しようとする意欲の高い企業に対し、その生産性や競争力を向上させるために法人税を減税することが認められておらず、「強い経済」を形作るための産業集積の機会を逃している。
該当法令等	法人税法
規制緩和等事項	鳥栖ジャンクションに近接する鳥栖インターチェンジから概ね4 km以内の地域であって、区域計画で指定された場所に新たに進出し、設備投資を行った企業に対し法人税（国税）を3年間軽減する。

(キ) 低開発地域工業開発地区の課税免除に対する弾力化

概要	低開発地域工業開発地区の指定地区において、企業立地促進法による大臣の認定を受けた基本計画事業の用に供する設備を新設・増設した者について、その事業に係る固定資産税の課税免除に対する弾力化を行うことで、地方での雇用の場を確保する。
事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等内容	現在は、低開発地域工業開発地区に指定後40年が経過すると、設備を新設・増設した者について、その事業に係る固定資産税の課税免除をした場合の基準財政収入額からの控除が認められないため、依然開発ニーズが存在する自治体として課税免除措置を活用することが困難となる。また、対象範囲も「製造の事業の用に供する設備」と限定されている。
該当法令等	低開発地域工業開発促進法第5条 租税特別措置法第12条及び第45条
規制緩和等事項	低開発地域工業開発地区として指定された地区で、企業立地促進法による大臣の認定を受けた基本計画事業の用に供する設備を新設・増設した者について、その事業に係る固定資産税の課税免除をした場合の基準財政収入額からの控除を、鳥栖ジャンクションに近接する鳥栖インターチェンジから概ね4 km以内の地域であって、区域計画で指定された場所に限り認める。

### (ク) 公共事業完了8年未満の農地を転用した場合の補助金返還義務の負担緩和

概要	公共事業完了8年未満の農振農用地（青地）の指定を解除し、農地転用を行う場合に求められる可能性がある、公共事業完了8年未満の農地に係る補助金返還義務の負担を緩和する。
事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等内容	本地域が提案している規制緩和により農振農用地（青地）の指定除外手続きを行い、農地転用を行う場合、地域内の公共事業完了8年未満の農地であれば補助金返還を求められる可能性があり、転用後の円滑な土地利用のために、その負担軽減が必要。
該当法令等	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 農業基盤整備促進事業実施要領第9等
規制緩和等事項	鳥栖ジャンクションに近接する鳥栖インターチェンジから概ね4キロ以内の地域であって、区域計画で指定された場所により農振除外、農地転用が認められ、公共事業完了8年未満の農地を転用（農産加工関連施設等）した場合における補助金の返還義務負担を緩和する。

### (ケ) 中小企業への農業関連融資制度の適用

概要	農業の多様な担い手を確保する観点から、商工業者による農業展開を支援するため、農業関連融資制度の適用範囲を拡大する。
事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等内容	現在、農商工連携促進法の適用を受けるためには、農業者と商工業者が共同で連携計画を提出する必要がある、受けられる融資条件にも差があるなど、加工・販売業など多様な担い手として意欲と能力を有する中小企業者が農業へ関与するための支援策としては柔軟性が低い。
該当法令等	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条等
規制緩和等事項	① 商工業者単独での農業関連事業に対しても融資を認める。 ② 融資条件（貸付利率等）を農業者向けと同等とする。 ③ 農林水産・経済産業大臣による農商工等連携事業計画の認定を内閣総理大臣による認定のみに改めることでスピード感をもった多様な事業展開を促進する。

### (コ) 農家レストランの農用地区域内設置の容認

概要	6次産業化を推進し、農家の所得の増大等を図る観点から、農用地区域内に農家レストランを設置することができるよう要件を緩和する。
事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等内容	農用地区域内では、農地は原則として転用することができず、例外として「農業用施設」に該当する場合は、農地転用許可をすることができる。しかし、農家レストランは、現在、農業用施設に該当しない。

該当法令等	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号
規制緩和等事項	農業者が生産する農作物等を調理して提供する場合に、農家レストランを農用地区域内に設置することを可能とする。

### (サ) 農業等に従事するシルバー人材センターの就業時間拡大

概要	シルバー人材センターの就業時間を拡大することで、高齢者が一層活躍できる機会を創出するとともに、人手不足が課題となっている農業等に従事する人材を確保する（特に中山間地域においては農業従事者不足であり、より多くの仕事を高齢者に提供することは、シルバー事業の精神にも合致する）
事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等内容	シルバー人材センターにおける主たる業務は、「臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務であり、労働者の一週間当たりの平均的な労働時間に比し相当程度短いもの」となっており、高齢者の就業に制約となっている。
該当法令等	高齢者等の雇用の安定法及び職業安定局通達(H16.11.4)
規制緩和等事項	農業等に従事する場合のシルバー人材センターの就業時間を週20時間から週40時間に拡大する。

### ◇上記取組がもたらす効果

効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●鳥栖ジャンクション周辺地域の発展を最大化することが可能</li> <li>・日本有数の国内、国際産業拠点の拡大</li> <li>・製造品出荷額等増</li> <li>・農業輸出の増大</li> <li>・雇用創出</li> <li>・九州全体への経済波及</li> </ul>
----	---

### (II) バランスのある地域開発のため、農業支援策の受け皿準備

上記に加え、農業の担い手確保と農業従事者の雇用確保及び所得向上の観点から、産業団地造成を契機として、以下の農業支援策に関しても受け皿を準備する必要がある。

#### (方向性)

今後も農業従事者の減少が危惧されていることから、将来における日本農業を支える人材となりえる青年層から中高年齢層にかけての新規就農者等を確保し、60歳を越えても仕事ができる環境を整え、農業従事者の定着を促進する。

また、個人・法人・企業など、農業参入する様々な担い手が活躍できるよう、支援機関等

の設置を図り、経営農地の集約化、農作物の産地化・ブランド化などを通じ、農業経営の新たな展開を後押しし、競争力ある産地の育成を目指すことで、農業面での地域の発展も図る。

● **青年就農給付金の年齢要件緩和**

青年就農給付金の年齢を緩和（原則45歳未満⇒55歳未満）することで、新規就農者等の増加と共に農業経営基盤の強化を図る。

● **新規就農者・後継者の育成・確保への支援**

就農相談・研修センター等を設置することにより、高収益型園芸農家の育成など、就農者へのスキルアップ、アフターフォローが可能となり、職業として選択できる農業の確立を図る。

● **経営農地集約化への支援**

農用地利用集積計画、農地中間管理事業等を活用し、特定地域における圃場を「担い手」に集約化し、耕作の効率化を図る。

● **高収益型園芸産地育成への支援**

施設園芸を主体とした大規模野菜生産経営の成立を図り、企業型農業経営（雇用型経営）を推進する。労働力の確保を促進し、経営の安定化、所得増を図る。

● **交通の利便性を活かした競争力ある産地の育成**

全国市場に向けた交通の利便性を活かし、出荷体制等の充実を促進する。物流会社と提携し、調製・パッキングセンター等を整備し、競争力ある産地の育成を図る。

● **6次産業化・地産地消への取組みに伴う商品開発・研究や販路開拓への支援**

企業が集積する物流・産業拠点という本地域の特性を活かし、担い手が生産した作物を、出口（加工・流通・販売）を担う企業まで連携させることを支援する仕組みを作り、生産者側への経営ノウハウの蓄積と生産者の所得増を図る。また、生産した作物を産業団地で消費することを支援する仕組みを作ることにより、生産者の所得拡大を図る。

**【3. 想定される実施主体】**

鳥栖市・小郡市・基山町・周辺自治体・民間企業

## 【4. 日本経済再生に向けた効果】

### ■ 立地競争力のさらなる強化

- ・都市の競争力の向上

(KPI)

- ・2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が、2013年先進国15位→3位以内に入る。

### ■ 雇用制度改革・人材力の強化

- ・多様な働き方の実現

(KPI)

- ・2020年の20歳～64歳の就業率80%（2012年：75%）

- ・若者・高齢者等の活躍促進

(KPI)

- ・2020年の60歳～64歳の就業率：65%（2012年：58%）

### ■ 世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現

- ・生産現場の強化

- ① 営力のある担い手の育成

(KPI)

- ・今後10年間（2023年まで）で全農地面積の8割が担い手によって利用される。
- ・今後10年間（2023年まで）で法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とする。

- ・国内バリューチェーンの連結

- ② 6次産業化の推進

(KPI)

- ・6次産業の市場規模を2020年に10兆円とする。

## 【5. 九州全体への経済効果】

### ■九州農産品の活用

#### （1）九州の規格外農産品の活用

九州で生産された農産品（野菜）はその半分を関東・関西・中国地方といった大規模消費地に出荷しており、日本の食糧供給基地となっており、加えて、海外にも輸出されている。

鳥栖ジャンクションを擁し、九州のどの場所からも短時間でのアクセスが容易な本地域の拠点性を活かし、地方創生特区制度により、九州の豊かな農産品を集約・拡散させる加工施設、卸売りなどの市場機能や流通機能を整備・強化することができれば、本地域にとどまらない九州全体の農業における一層の発展を図ることが可能となる。

また、鳥栖ジャンクションを利用することで九州のどの場所からも短時間でのアクセスが容易な本地域の拠点性を活かし、九州全体の農業の発展を図る方策の例として、市場に出回らずに廃棄される規格外農産品（青果物）の活用が考えられる。

○市場に出回らずに廃棄される九州中の規格外農産品（青果物）を本地域に集めてカット野菜として加工した場合のカット野菜販売市場規模推計

（経済効果）約 5 3 8 億円

## （2）国際空港としての佐賀空港を利用した本地域の海外輸出拠点化

地方創生特区制度により、農産品の集積・加工・流通の拠点としての本地域から、至近の国際空港としての佐賀空港を積極的に利用して海外輸出を行うことができれば、本地域を国際農産物等の海外輸出拠点とするとともに、九州ブランドの一層の拡大を図ることが可能となる。

本地域の現状は、国内有数の内陸港である鳥栖地区（長崎税関三池税関支署久留米出張所管轄）の保税蔵置場 2 5 箇所（平成 2 7 年 3 月 1 日現在）のうち、鳥栖市内には 1 0 カ所が展開（そのうち農産物を扱うところは 3 カ所）しており、内陸港として高い国際拠点性を有している。その他にも、農作物、穀物の保管・流通業務や野菜の加工・カット工場等を運営している企業も市内に多数立地している。

○現在の佐賀空港の夜間貨物便のキャパシティと今後の発展余地を踏まえ、規格外農産物の一部だけでも海外展開するとした場合、その市場規模はさらに拡大することが期待される。

（経済効果）1 0 6 . 8 億円

## （3）農地の経営耕地面積拡大・面的集積の経済効果

九州地域の農地について、経営耕地面積を拡大しつつ、面的集積を行った場合、農業者の所得増に加え、コスト減による収益増大や作業効率の向上が見込まれる。

地方創生特区制度により、交通の要衝である本地域の拠点性を活かし、耕地面積拡大・面的集積により、九州における農産品の流通・販売促進につなげられれば、本地域にとどまらない九州全体への経済波及効果が期待される。

（経済効果）2 2 3 億円